スクラム ジャパン･プログラムに関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の事業に賛同した団体が、ラグビーを通じた人間教育とその活動をサポートすることにより、日本ラグビーの普及･振興に寄与することを目的として行われるスクラム ジャパン・プログラムに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（呼称）

第２条　スクラム ジャパン・プログラム活動に賛同して会員となった団体をスクラム ジャパン・プログラム協賛会員と称し、スクラム ジャパン・プログラム協賛会員から受ける会費をスクラム ジャパン・プログラム会費と称する。

（会員となる手続）

第３条　スクラム ジャパン・プログラム協賛会員になろうとする団体は、所定の入会申込書を提出し、第 4 条に定めるスクラム ジャパン・プログラム会費を所定の方法により支払わなければならない。

２　前項の入会申込書を提出した者は、スクラム ジャパン・プログラム会費の入金をもって、当該年度におけるスクラム ジャパン・プログラム会員の資格を取得する。

３　スクラム ジャパン・プログラム協賛会員の期間は事業年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）単位とする。

（会費）

第４条　スクラム ジャパン・プログラム会費は一口 200，000 円（消費税別）とする。

（会員の特典）

第５条　スクラム ジャパン・プログラム協賛会員は次の特典を享受することができる。

（１）スクラム ジャパン・プログラムのロゴマークを団体の各種活動に使用することができる。

（２）スクラム ジャパン・プログラム協賛会員の呼称を団体の各種活動に使用することができる。

（３）日本協会発行『ＲＵＧＢＹ』にスクラム ジャパン・プログラム協賛会員として記載される。

（４）日本協会ＨＰ内での本企画紹介ページにスクラム ジャパン・プログラム協賛会員として記載される。

（５）日本協会主催大会の大会プログラムにスクラム ジャパン・プログラム協賛会員として記載される。

（スクラム ジャパン・プログラム会費の使途）

第６条　スクラム ジャパン・プログラム会費は次世代の人材育成に関わるものに使用するものとし、その使途は次のとおりとする。

（１）小学生を対象としたラグビースクールへの支援活動。
（２）中学生ラグビーへの支援活動
（３）高校生ラグビーへの支援活動
（４）タグラグビーの小学校導入と指導支援活動
（５）日本代表戦への組織的な観戦招待活動
（６）ラグビーフェスティバルへの活性支援活動
（７）その他のラグビー関連活動

２　スクラム ジャパン・プログラム活動の財務報告は日本協会ＨＰに記載する。

３　スクラム ジャパン・プログラム会費は、毎事業年度における合計額の５０％以上を当該年度の法人会計に使用できる。

（改廃）

第７条　この規定の改廃は、理事会の議決により行う。

2013 年 4 月 1 日　施行
2017 年 7 月 1 日　改正